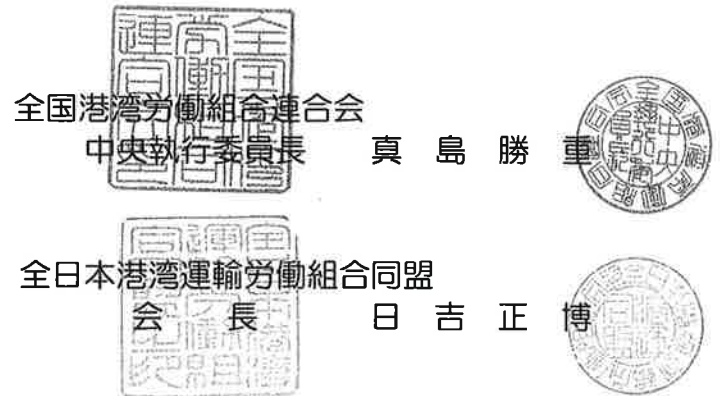




2023年3月9日
全国港湾22発第61号
港運同盟発23一第7号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 茂木 正 殿



港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍の中でも港湾産業が我が国経済と物流を支える基幹産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 非効率火力発電施設の休・廃止政策について（資源エネルギー庁）
 - (1) 港湾エリアは輸出入貨物の揚げ積み作業などによるサプライチェーンの拠点、発電所や製鉄所の多くが隣接しているなどエネルギーの巨大消費拠点となっていることから脱炭素化への取り組みが重要となっています。
現時点での脱炭素化及び温室効果ガス削減に向けた対応について、どのような状況で進められているのか説明を求めます。
 - (2) 火力発電施設の休・廃止政策や計画の策定過程、具体的な廃止基準など必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に政策所管官庁である資源エネルギー庁、所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による関係省庁会議の設置を求めます。
 - (3) 各電力会社は火力発電施設を2030年度までに段階的に休・廃止する政府方針に対応するために、次々と火力発電施設の廃止を地元説明もないままに発表しました。
この発表により、石炭関連の荷役作業を中心に事業展開している港湾運送事業者お

よび関連企業の存続や港湾労働者や自動車運転者の事業存続や雇用が危機的状況にまで追い込まれてしまうことが想定されます。つきましては、港湾運送事業者や港湾労働者、関連労働者が政府施策により一方的に「切り捨てられる」ことがないように、貴庁からの説明を求めます。同時に貴庁を通じて電気事業連合会や地元電力会社等との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

2. 海上物流の情報の共有化について（経産省）

海上物流については、現在も依然として港湾混雑等が発生し、コンテナ船の遅延による配船スケジュールへの影響や海上コンテナ運賃が高騰するなど現状を回復するには若干時間がかかるとしています。さらに、長期化しているウクライナ情勢などの影響により、海上物流を取り巻く情勢は日々変化しています。こうした状況について、今後の見通しや対策等について必要に応じて港湾労働組合との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

3. 価格転嫁政策について（経産省）

経営者団体である日本港運協会は、政府が進める「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策」を推進し、労働環境整備に資するための適正料金確保の取り組みを23春闘においても継続させていくこととしました。ついては、貴省と所管官庁である国土交通省・厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に労務費に転嫁させるべく適正料金を港湾運送事業者に対して還元するよう指導の徹底を強く求めます。

4. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について（経産省）

港湾運送料金については、依然として深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、貴省と所管官庁である国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。同時に同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては両罰規定を適用させるなどの法整備を求めます。

5. 港湾の通過貨物対策について（経産省）

近年、官民一体となって港頭地区に滞留するコンテナ対策、地球温暖化対策、ドライバー不足対策等の解消に向けた取り組みとして内陸地におけるコンテナラウンドユース事業およびインランドデポ事業を拡大させています。事業の推進にあたっては、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「港湾機能対策会議（仮称）」の設置を求めます。

6. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経産省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送がコスト削減を理由に一般化しています。

特にドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については、安全を重視する立場から液体類専用タンクコンテナに切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。

7. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経産省）

海上コンテナ輸送を行う場合、荷主が輸送の効率を追求するあまり安全輸送が形骸化しています。こうした背景には「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。引き続き、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたくうえで運送依頼をするよう求めます。

8. コロナウイルス対策について（経産省）

港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事しています。現場では人員不足により休暇すら取得できない状況にあることに鑑み、国庫負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を整えるよう貴省から所轄官庁である国土交通省に対して要請するよう求めます。

また、政府は5月8日よりコロナウイルス感染症の位置付けを現在の「2類相当」からインフルエンザと同じ「5類」に移行する方針を発表しました。5類への移行後の医療費（PCR検査、ワクチン接種等）は港湾労働や港湾運送事業者の負担とならないよう継続して公費負担での対応を求めます。

以上